

その他関係機関 ～ 発見から相談・通告まで ～



「虐待かな?」「虐待かもしれないが迷っている」と思ったら



相談・通告 ※相談・通告内容は、『虐待相談・通告受付票』を参照（P37）

【虐待と思われる内容】

- ・発見日時、場所
- ・発見した状況
- ・誰から、いつから
- ・頻度、どんなふう to など

【子ども・保護者について】

- ・家族構成
- ・子どもの様子、普段の親子関係、
養育状況 など

生命の危険
緊急性が高い場合

柏崎警察署
0257-21-0110

緊急性が高い場合

長岡児童相談所
0258-35-8500 又は 189

子育て支援課
0257-47-7786

※土日祝日、年末年始及び夜間時間外は
柏崎市役所 0257-23-5111

学校教育課
0257-43-9132

◎ 関係機関で情報共有を図り、支援・見守りを行う。

◎ 緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所へ連絡してください。

〈緊急性が高い場合の例〉

- ☐ 身体的外傷、出血、骨折など障がいが残る恐れや生命の危険がある。
- ☐ 子どもへの激しい暴力を確認した。
- ☐ 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある。
- ☐ 性的虐待が強く疑われる。
- ☐ 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる。
- ☐ 遺棄・置き去り児を発見した。（道路や危険な場所に幼児が一人でのいるなど）

責任と役割

児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。通告をした後の調査で虐待の事実がなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

とりわけ、民生児童委員・主任児童委員は最も市民に身近な存在として地域の情報をキャッチし、市民からの相談や通報を受ける立場にあります。虐待に気づいたら、速やかに警察、児童相談所又は子育て支援課に通告します。また、子どもと家庭の状況を確認したり、関係機関と協力して地域の中での継続的な見守りを行います。

初期対応のポイント

● 通告義務

虐待を受けたと思われる子どもを発見又は市民からの相談や通報を受けた場合は、速やかに警察、児童相談所又は子育て支援課に通告します。

※平成 16 年度の児童虐待防止法改正法により、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されており、これにより必ずしも虐待の事実が明らかでなくても、子どもに関わる専門家によって子どもの安全・安心が疑われると思われる場合はもちろんのこと、一般の人の目から見て主観的に子どもの安全・安心が疑われる場合であれば、通告義務が生じます。

援助のポイント

● 児童等の見守り

日頃から、子どもや保護者を見守り、虐待と思われる子どもを発見した場合や家庭を取り巻く環境・行動など異変を感じた場合は、速やかに警察、児童相談所又は子育て支援課に通告します。

